

雫石町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成30年度において町が財政的援助を与えている団体、出資している団体並びに公の施設の指定管理者の監査を令和元年5月22日から6月27日の期間で実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月29日

雫石町監査委員 枇杷 惠
同 坂下 栄一

財政援助団体等監査報告書

第1. 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成30年度中に当町が財政的援助を与えているもの（以下「財政援助団体」という。）、出資しているもの（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を委託しているもの（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1. 財政援助団体（7事業費22団体）

	団体等の名称	補助金名
1	雫石町民劇場実行委員会	雫石町民劇場補助金
2	雫石町小中学校体育連盟	雫石中学校選手派遣費補助金
3	中町一自治会	花のみちづくり活動支援事業費補助金
4	高前田ばあばの会	
5	天瀬花のみちづくり協力会	
6	南寿会	
7	新岩手農業協同組合 南部地域野菜生産部会雫石支部	雫石町農業経営体質強化事業費補助金
8	新岩手農業協同組合 南部地域菌茸生産部会	
9	新岩手農業協同組合 南部地域花卉生産部会雫石支部	
10	新岩手南部和牛改良組合	
11	よしゃれ通り周辺JV	雫石町ふるさと文化振興基金助成事業補助金
12	雫石園地ウォーキング&ミニマラソン大会実行委員会	
13	雫石で「アドラー心理学」を学び悩みを解決する会 実行委員会	
14	「雫石でオペラを」の会	
15	滴石史談会	
16	オーガニック雫石	
17	SEVEN FOREST PROJECT	
18	桜蓮迦	
19	野中教育振興会50周年記念誌編集委員会	
20	古山 裕二	
21	雫石町婦人消防協力隊	雫石町婦人消防協力隊事業費運営補助金
22	社会福祉法人 雫石町社会福祉協議会	雫石町社会福祉協議会運営費補助金

2. 公の施設の指定管理者（3施設）

	指定管理者名	施設名
1	株式会社 しずくいし	雫石銀河ステーション
2	特定非営利活動法人 わらしやんど雫石	雫石町児童館
3	一般財団法人 雫石町体育協会	雫石町運動公園等（社会体育施設・雫石町営クロスカントリースキースキー場・雫石町ゲートボール場）

第2. 監査期間

令和元年5月22日～令和元年6月27日

第3. 監査実施日

事前書類監査 令和元年5月22日、23日、24日、6月17日（4日間）

本監査 令和元年6月18日、19日、24日、27日（4日間）

第4. 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係課の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

1. 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

2. 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第5. 実施した監査手続

令和元年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金交付団体等に関する調書、公の施設の指定管理に関する調書及び付属書類を関係課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。

(1) 財政援助団体

雫石町役場3階監査委員室において、町当局の上記補助金に係る事務の執行について、団体等及び担当課から提出された関係書類等に基づいて検査を行うとともに、説明を求めるなど、雫石町監査基準及び監査等の着眼点に準拠して、通常必要とされる監査手続によって監査した。

(2) 公の施設の指定管理者

雫石町役場3階監査委員室において、町当局の上記指定管理に係る事務の執行について、担当課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、説明を求めるなど、雫石町監査基準及び監査等の着眼点に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。

また、指定管理施設に赴き、指定管理者の経理担当者等立ち会いのもと、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、関係書類を抽出し、帳簿突合、質問その他、雫石町監査基準及び監査等の着眼点に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。

第6. 監査の結果

1. 財政援助団体

当年度の財政援助団体に係る監査の結果は、別添の「監査の結果」に記載のとおりである。財政援助団体を所管する課等においては、今後とも関係する法令、条例、規則及び要綱等に定める手続に従い適切な事務処理に努めるとともに、マニュアル等の作成による事務の可視化、団体から提出された収支決算書の内容を精査する体制整備に努められたい。

また、財政援助団体に対し、補助金交付の目的及び条件に従って事業を実施するよう指導するとともに、その結果を自主的に評価し、次年度に反映させることによって財政的援助の目的が早期に達成されるよう積極的に指導されたい。

2. 公の施設の指定管理者

当年度の指定管理者に係る監査の個別結果は、別添の「監査の結果」に記載のとおりである。指定管理者を所管する課等においては、今後とも関係する法令、条例、規則及び要綱等に定める手続き並びに基本協定書、年度協定書及び仕様書に従い、適切な事務処理・施設管理に努めるとともに、自主事業の実施など、指定管理施設を有効に活用するよう積極的に指導されたい。

雫石町民劇場補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者名

雫石町民劇場実行委員会 委員長 西村 甲士良

2 財政援助の目的

当該補助金は、町民参加による演劇の発表と鑑賞の機会を提供することにより、町の演劇文化の振興を図り、もって潤いのある町づくりに寄与することを目的としており、公益上の必要性から補助金を交付しているものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
700,000 円	平成 30 年 7 月 24 日	平成 30 年 8 月 10 日	平成 30 年 9 月 20 日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

この事業は、開始当初、秋田県の劇団から指導を受けながら行っていたが、回数を重ねるに連れ、町民自らが率先して演劇に意欲的に取り組み、現在では脚本も公募により選定し事業を実施していることから、町の演劇文化の振興と町民意識の向上につながっていると思われ、事業の効果はあったものと認められた。

なお、事務処理について注意することはありません。

雫石中学校選手派遣費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者名

雫石町小中学校体育連盟 会長 新屋 敏明

2 財政援助の目的

当該補助金は、町内中学生の体育技術の向上と心身の健全育成を目指し、併せて相互の親睦を図るため、中学校部活動による大会参加に要する経費に対し、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
8,481,594 円	平成 30 年 4 月 24 日 (変更) 平成 31 年 1 月 16 日 平成 31 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 25 日 平成 31 年 1 月 16 日 平成 31 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 27 日 平成 30 年 8 月 10 日 平成 31 年 1 月 18 日 (戻入) 平成 31 年 4 月 22 日

4 監査の結果

当該補助金は、中学校部活動において、県大会以上の大会に参加出場した場合の選手派遣に係る経費を補助対象としている。これにより保護者の負担軽減が図られることから、安心して部活動に取り組むことができ、体育技術向上と心身の健全育成に効果があると認められる。

なお、次の事例が認められたので、適切な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) 補助金申請等にあたっては、提出書類のチェック体制を構築すること。
- (2) 派遣費の支出について、スキーのワックス代、氷代、コインランドリー代を支出している事例が見られることから、要綱に定められた対象経費のみを支出すること。

花のみちづくり活動支援事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者名

	団 体 名	代 表 者
1	中町一自治会	代表 大村 悦正
2	高前田ばあばの会	代表 木村 美佐子
3	天瀬花のみちづくり協力会	代表 天瀬 光智
4	南寿会	代表 石山 仁

2 財政援助の目的

当該補助金は、地域の美しい景観づくり、地域づくりに対する意識の向上を図るため、自主的な花のみちづくり活動を行う者に対し、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額

	補助金交付額	申 請 年 月 日	交付指令年月日	交 付 年 月 日
1	15,000 円	平成 30 年 5 月 14 日	平成 30 年 5 月 14 日	平成 31 年 2 月 28 日
2	5,000 円	平成 30 年 5 月 11 日	平成 30 年 5 月 11 日	平成 31 年 3 月 20 日
3	15,000 円	平成 30 年 5 月 14 日	平成 30 年 5 月 14 日	平成 31 年 2 月 28 日
4	12,000 円	平成 30 年 5 月 9 日	平成 30 年 5 月 14 日	平成 30 年 12 月 25 日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。また、地域の景観が美しく保たれ、地域コミュニティの形成にも繋がっており、事業の効果はあると認められた。

なお、事務処理について注意することはありません。

雫石町農業経営体質強化事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者名

	団 体 名	代 表 者
1	新岩手農協 南部地域野菜生産部会雫石支部	支部長 小谷地 明弘
2	新岩手農協 南部地域菌茸生産部会	部会長 高畑 直哉
3	新岩手農協 南部地域花卉生産部会雫石支部	支部長 茅橋 寿男
4	新岩手南部和牛改良組合	組合長 藤本 智雄

2 財政援助の目的

当該補助金は、集落等における農業の担い手及び地域農業のあり方を明確にする「地域農業マスタープラン」の実現に向け、認定農業者及び青年農業者の育成・確保、集落営農組織の経営の複合化・多角化並びにその基盤強化、園芸・畜産等の産地拡大、大規模施設園芸団地の緊急的な整備並びに地域資源を活用した6次産業化を促進するため、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業実施要領に定める事業を行う場合に要する経費に対して、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額

	補助金交付額	申 請 年 月 日	交 付 指 令 年 月 日	交 付 年 月 日
1	1,338,000 円	平成 30 年 7 月 25 日	平成 30 年 8 月 3 日	平成 31 年 2 月 28 日
2	760,500 円	平成 30 年 7 月 25 日	平成 30 年 8 月 3 日	平成 31 年 2 月 28 日
3	1,254,000 円	平成 30 年 7 月 25 日	平成 30 年 8 月 3 日	平成 30 年 10 月 19 日
4	4,342,750 円	平成 30 年 10 月 12 日	平成 30 年 10 月 22 日	平成 31 年 3 月 20 日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。また、機械や設備の導入等に対して補助を行うことで、地域農業の効率化と活性化が図られ、安定経営につながると思われることから、事業の効果はであると認められた。

なお、事務処理について注意することはありません。

雫石町ふるさと文化振興基金助成事業補助金

1 財政援助団体の名称と事業名及び代表者名

	団 体 名 (事業名)	代 表 者
1	よしやれ通り周辺JV (しずくいし WinWin 計画ツイ曜日でお買い物してみんなでパッピー事業)	会長 畠山 操
2	雫石園地ウォーキング&ミニマラソン大会実行委員会 (雫石川園地ウォーキング&ミニマラソン大会事業)	会長 築場 元介
3	雫石で「アドラー心理学」を学び悩みを解決する会実行委員会 (雫石で「アドラー心理学」を学び、悩みを解決する事業)	会長 目時 美帆子
4	「雫石でオペラを」の会 (歌の感動と喜びをあなたと共に事業)	会長 田中 育美
5	滴石史談会 (戊辰戦争150年「雫石口・橋場の戦」-幕末動乱, 雫石の10日間-を語り継ぐ事業)	会長 大村 昭東
6	オーガニック雫石 (雫石型幼児食育による「人材・産業づくり」事業)	代表 高橋 勝明
7	SEVEN FOREST PROJECT (大人と子どもと森のがっこう事業)	代表 徳田 慎太郎
8	桜蓮迦 (元気な雫石YOSAKOIでPR事業)	代表 原田 由香里
9	野中教育振興会50周年記念誌編集委員会 (野中教育振興会50周年記念誌発刊事業)	編集委員長 坂下 孝
10	(ローカルニュース発信講座の実施による人材育成事業)	古山 裕二

2 財政援助の目的

当該補助金は、ふるさとづくりに自ら進んで取り組む精神を助長し、自ら進んで町の生活、産業、文化芸術等各分野の課題等に創造性をもって挑戦する活動を支援する費用に対して、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額

	補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
1	100,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年5月18日(前金払) 平成31年4月19日(精算払)
2	162,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年12月20日
3	490,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年6月29日(前金払) 平成31年4月5日(精算払)
4	285,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年10月30日(前金払) 平成31年4月10日(精算払)
5	200,000円	平成30年7月3日	平成30年7月3日	平成30年8月6日
6	41,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月19日
7	20,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月10日
8	450,000円	平成30年4月1日	平成30年4月1日	令和元年5月20日
9	200,000円	平成30年8月1日	平成30年8月1日	平成31年2月8日
10	193,826円	平成30年8月23日	平成30年8月23日	平成30年9月20日(前金払) 平成31年4月25日(精算払)

4 監査の結果

当該補助金を受けることによって、平成 30 年度は 10 件の事業が実施された。その内容は多岐にわたり、町民自らが進んで町の生活、産業、文化芸術等各分野の課題等に創造性をもって挑戦する活動を実施しており、事業の効果はあると認められた。

しかしながら、町民が補助金申請者となることから、事業申請等関係書類の作成が円滑に行われるようマニュアルを作成し、担当課においてもチェック体制を構築されたい。

なお、事務処理について注意することはありません。

雫石町婦人消防協力隊事業費運営補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者名

雫石町婦人消防協力隊 隊長 櫻小路 孝子

2 財政援助の目的

当該補助金は、火災の予防に関し必要な教養を積み、その普及徹底及び一般的警火思想の向上を図り火災の減少を目的として活動する雫石町婦人消防協力隊に対し、公益上の必要性から補助金を交付しているものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
400,000 円	平成 30 年 5 月 8 日	平成 30 年 5 月 8 日	平成 30 年 5 月 30 日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

婦人消防協力隊は、消防団及び消防分署と連携して、寝たばこや台所を火元とする火災の抑制につながる活動等を行っており、青少年や女性を中心とした防災意識の向上につながる活動も行っていることから、事業の効果はあったものと認められた。

なお、事務処理について注意することはありません。

雫石町社会福祉協議会運営費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者名

社会福祉法人 雫石町社会福祉協議会 会長 目時 大堂

2 財政援助の目的

当該補助金は、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会の運営に要する経費の確保により、地域福祉の推進を図り、住民福祉の向上を目指すため、公益上の必要性から補助金を交付しているものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
32,648,000 円	平成 30 年 4 月 2 日	平成 30 年 4 月 2 日	平成 30 年 4 月 10 日 平成 30 年 7 月 10 日 平成 30 年 10 月 10 日 平成 31 年 1 月 10 日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って処理され、町の社会福祉活動の中心としての役割を果たし、住民のニーズに対応する幅広い事業を行うなど、補助金交付の効果はあったものと認められた。

なお、次の事例が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

- (1) 雫石町社会福祉協議会の給与規程等について、町の条例・規則等を準用するものと、独自のものが混在し、規程と異なる支給が見られることから、補助金の正当性に疑念を持たれることのないよう、関係規程を見直しするなど、速やかに是正すること。

なお、具体的な事例は下記のとおりである。

①職員の給与について、雫石町社会福祉協議会の給与規程の中に「社会福祉協議会嘱託職員就業規則により支給する職員」と、「雫石町一般職の給与に関する条例を準用し支給する職員」が混在しているが、同協議会給与規程に基づいた給与の支給を行うこと。

②職員の給与支給について、起案文書で決裁を得た金額で支給を行うこと。また、給与の一部を保育事業会計から支出していることから、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による支出として適正であるか、検討すること。

③職員の初任給・昇格及び昇給等について、人事評価を実施し、勤務成績に応じた昇給等を行うこと。また、勤勉手当については、規程に基づく支給を行うこと。

④職員の給与支給や昇格及び昇給等を、事務局長の専決事項としているが、公平性と補助金の正当性を確保するため、専決事項の見直しを行うこと。

「雫石銀河ステーション」の指定管理

1 指定管理者の名称及び代表者名

株式会社 しずくいし 代表取締役 大橋 良二

2 指定管理施設名

雫石銀河ステーション

3 指定管理協定締結期間

平成29年4月1日～平成33年3月31日

4 指定管理者による管理の目的

雫石銀河ステーションは、地域の農畜産物等の食材を活用することにより、地産地消を推進するとともに、都市住民との交流を促進し、観光の振興並びに農林業及び地場産業の活性化を図ることを目的として設置された施設である。株式会社しずくいしを指定管理者とすることにより、利用者の利便性に考慮した質の高いサービスを提供し、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料等（平成30年度分）

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
22,000,000 円	平成30年7月10日（4月分）	1,833,330 円
	平成30年7月10日（5月分）	1,833,330 円
	平成30年7月30日（6月分）	1,833,330 円
	平成30年8月30日（7月分）	1,833,330 円
	平成30年9月20日（8月分）	1,833,330 円
	平成30年10月30日（9月分）	1,833,330 円
	平成31年2月8日（10月分）	1,833,330 円
	平成31年2月8日（11月分）	1,833,330 円
	平成31年2月8日（12月分）	1,833,330 円
	平成31年2月20日（1月分）	1,833,330 円
	平成31年4月5日（2月分）	1,833,330 円
	平成31年4月19日（3月分）	1,833,370 円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。なお、次の事例が認められたので、適切な事務処理をされたい。

【指摘事項】

- （1）電気設備年次点検報告書にある指摘事項（電灯変圧器の取り替えに関する事項、融雪電源の低圧引込盤施錠装置の改修に関する事項）は、感電事故に至る恐れがあることから速やかに改善すること。

【注意事項】

- (1) ポランの広場のステージのタイルがはがれ、危険であることから、速やかに危険防止策を講じること。
- (2) 駐車場の白線や身障者専用の表示が不鮮明になっていることから、事故防止のため速やかに整備すること。
- (3) 施設管理及び備品の状況について、定期的に点検すること。

「雫石町児童館」の指定管理

1 指定管理者の名称及び代表者名

特定非営利活動法人 わらしやんど雫石 理事長 上野 宏

2 指定管理施設名

雫石町児童館

3 指定管理者による管理の目的

雫石町児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童及び児童の保護者等で組織する団体の育成を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を果たすことを目的として設置された施設であり、わらしやんど雫石を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理協定締結期間

平成27年4月1日～平成31年3月31日

5 指定管理料等（平成30年度分）

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
5,900,000 円	平成30年4月20日(上半期分)	2,950,000 円
	平成30年10月19日(下半期分)	2,950,000 円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、次の事例が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

- (1) 毎年、年度末に消耗品等を購入して、補助金の収入と支出を一致させ、残金を0円としている報告書を作成していることから、物品の購入等で調整することなく、不足金または剰余金がある場合は、正確に報告すること。

「雫石町総合運動公園等」の指定管理

1 指定管理者の名称及び代表者名

一般財団法人 雫石町体育協会 会長 米田 武美

2 指定管理施設名

雫石町総合運動公園等

(総合運動公園、社会体育施設、クロスカントリースキー場、ゲートボール場)

3 指定管理協定締結期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

4 指定管理者による管理の目的

総合運動公園・社会体育施設・クロスカントリースキー場は、町民の生涯スポーツの普及振興に資するため、また、ゲートボール場は、高齢者に対し、教養の向上、スポーツ、レクリエーション等のための場を与え、高齢者の生きがいと心身の健康増進を図るためそれぞれ設置された施設であり、一般財団法人雫石町体育協会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料（平成30年度）

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
74,645,869 円	平成30年4月27日	18,543,627 円
	平成30年4月27日	1,888,896 円
	平成30年4月27日	793,347 円
	平成30年7月20日	10,594,802 円
	平成30年7月20日	584,000 円
	平成30年7月20日	1,221,576 円
	平成30年10月19日	22,726,940 円
	平成30年10月19日	2,297,690 円
	平成30年10月19日	829,000 円
	平成30年12月25日	11,959,243 円
	平成30年12月25日	3,028,026 円
	平成30年12月25日	1,267,000 円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。なお、事務処理において注意することはありません。